

教員 各位

理事・副学長（教育・国際担当）
東海 正

遠隔授業等実施期間の2月末までの延長依頼について

後学期の学部の授業については、感染症対策を講じながら対面授業で実施することを原則としつつ、年末・年始には帰省等移動分散化の一つの方法として、またその後の緊急事態宣言（1月8日）を受け、1月31日（日）までの間については、本学学生や教職員の安全確保のためにも、対面授業を控えて遠隔授業の実施を強くお願いしてきました。

このたび、現在の首都圏の感染状況等に鑑み、「2020年度後学期の緊急事態宣言（1月8日）以降における授業形態等について※」の取扱いを2月末まで延長するなどの方策を講じることとなりましたので、よろしくお願いいたします。

なお、定期試験についても、基本的な考え方は授業同様とし、感染症対策を講じながら対面での実施を可能としつつ、その上でなお感染症拡大防止の観点から、遠隔での定期試験の実施、定期試験に代えてのレポート等の提出、授業ごとのレポート・小テストにより評価することを強く依頼することといたします。

また、定期試験についても授業同様、シラバスの記載と違う実施方法や成績評価を行う場合には、そのことを学務システム（LiveCampus）の授業連絡機能等により、できるだけ早めに受講学生に周知していただくようお願いします。

加えて、学生への周知に関しては、別途近日中に、定期試験の実施方法に関するアンケート調査を実施しその結果を学生に公開する予定であります。

今後の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況によっては、さらに遠隔授業の継続をお願いすることになるかもしれないことを付け加えさせていただきます。

※ 学内限定ページへ移行

[2020年度後学期の緊急事態宣言（1月8日）以降における授業形態等について](#)
（2021.1.21 新型コロナウイルス対策本部会議、2021.1.19 全学教育・FD委員会決定）